



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 企業局事項

- 沖縄県企業局会計規程の一部を改正する規程 ..... 1
- 沖縄県企業職員給与規程の一部を改正する規程 ..... 3
- 沖縄県企業局職員就業規程の一部を改正する規程 ..... 8
- 沖縄県企業職員被服等貸与規程の一部を改正する規程 ..... 9
- 沖縄県企業局組織規程の一部を改正する規程 ..... 10
- 沖縄県企業局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程 ..... 10
- 沖縄県企業局文書管理規程の一部を改正する規程 ..... 10
- 沖縄県企業局の技術上の監督業務を行う者の資格及び水道技術管理者の資格に関する規程の一部を改正する規程 ..... 11
- 沖縄県企業局職員ハラスメント防止規程 ..... 12
- 沖縄県企業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令 ..... 14

### 病院事業局事項

- 沖縄県病院事業局組織規程の一部を改正する規程 ..... 15
- 沖縄県病院事業局事務決裁規程の一部を改正する規程 ..... 15
- 沖縄県病院事業局職員就業規程の一部を改正する規程 ..... 16
- 沖縄県病院事業局企業職員給与規程の一部を改正する規程 ..... 17
- 沖縄県病院事業局財務規程の一部を改正する規程 ..... 51
- 沖縄県病院事業局の専用水道の水道技術管理者の資格に関する規程 ..... 52
- 経営再建推進室設置規程 ..... 53
- 沖縄県病院事業局職員の駐在等に関する規程 ..... 53
- 沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令 ..... 54

### 議会事項

- 沖縄県政務活動費の交付に関する規程の一部を改正する告示 ..... 60
- 沖縄県議会事務局規程の一部を改正する訓令 ..... 60

## 企 業 局 事 項

### 沖縄県企業局管理規程第1号

沖縄県企業局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

沖縄県公営企業管理者  
企業局長 宮 城 力

### 沖縄県企業局会計規程の一部を改正する規程

沖縄県企業局会計規程（昭和47年沖縄県企業局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第15条第2号から第4号までを次のように改める。

- (2) 収入予算執行整理簿
- (3) 支出予算執行整理簿
- (4) たな卸資産購入予算執行整理簿

第18条第2項中「予算整理簿等」を「予算執行整理簿等」に改める。  
 第21条第2項及び第22条の2第2項中「収入予算整理簿」を「収入予算執行整理簿」に改める。  
 第25条中「、納入通知書に現金を添えて」を削る。  
 第33条の2第1項及び第38条第2項中「支出予算整理簿」を「支出予算執行整理簿」に改める。  
 第62条第2項中「たな卸資産購入予算整理簿」を「たな卸資産購入予算執行整理簿」に改める。  
 第67条第3項中「支出予算整理簿」を「支出予算執行整理簿」に改める。  
 第75条中「支出予算整理簿」を「支出予算執行整理簿」に、「収入予算整理簿」を「収入予算執行整理簿」に改める。

第77条第3項第1号中「3万円」を「10万円」に改める。  
 別表第1の2の表中「職員の扶養、暫定、期末、超過勤務及び特殊勤務等の諸手当」を「扶養、期末、勤勉、時間外勤務及び特殊勤務等の諸手当」に改める。

別表第6中

「 第17号 第18号	収入予算執行整理簿 支出予算執行整理簿	第15条、第21条、第22条の2 第15条、第33条の2、第38条、第67条	を
「 第17号 第18号	収入予算執行整理簿 支出予算執行整理簿	第15条、第21条、第22条の2、第75条 第15条、第33条の2、第38条、第67条、第75条	に、
「 第43号	たな卸資産購入予算整理簿	第62条	を
「 第43号	たな卸資産購入予算執行整理簿	第15条、第62条	に改める。

様式第38号を次のように改める。

様式第38号

領 収 済 通 知 書

返納通知書 (副)  
(収納票)

返納通知書 (副)  
(振込依頼書)

返納通知書兼領収書



納付No.  
年度

(企業局保管)

納付No.  
年度

(出納取扱金融機関保管)

納付No.  
年度

(取扱店保管)

納付No.  
年度

(納入者保管)

納入者 住所 氏名	納入者 住所 氏名	納入者 住所 氏名	納入者 住所 氏名
会計名	会計名	会計名	会計名
金 額 円	金 額 円	金 額 円	金 額 円
内消費税及び地方消費税額 円	内消費税及び地方消費税額 円	内消費税及び地方消費税額 円	内消費税及び地方消費税額 円
納入目的 納入期限 年 月 日 上記の金額を領収しましたので通知します。 年 月 日	納入目的 納入期限 年 月 日 納入場所 沖縄県企業局 出納取扱金融機関 (受入口座)	納入目的 納入期限 年 月 日 納入場所 沖縄県企業局 出納取扱金融機関 (受入口座)	納入目的 納入期限 年 月 日 納入場所 沖縄県企業局 出納取扱金融機関 上記のとおり納入してください。

沖縄県企業局 企業局企業出納員 あて <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 5px auto;"></div>	金融機関 銀行 本支店 口座種別 No. 口座番号 口座名義 沖縄県公営企業管理者 企業局長 氏名	金融機関 銀行 本支店 口座種別 No. 口座番号 口座名義 沖縄県公営企業管理者 企業局長 氏名	年 月 日 沖縄県公営企業管理者 企業局長 氏名 <span style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>
沖縄県企業局 出納取扱金融機関 (取りまとめ店) 銀行 本支店	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; text-align: center;">領 収 印</div>	沖縄県企業局 出納取扱金融機関 (取りまとめ店) 銀行 本支店	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; text-align: center;">領 収 印</div>
沖縄県企業局 出納取扱金融機関 (取りまとめ店) 銀行 本支店	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; text-align: center;">領 収 印</div>	沖縄県企業局 出納取扱金融機関 (取りまとめ店) 銀行 本支店	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; text-align: center;">領 収 印</div>

\*とりまとめ店へ送付してください。

\*とりまとめ店へ送付してください。

\*この用紙は切りはなさず4枚とも

(取扱店→取りまとめ店→企業局)

(取扱店→取りまとめ店)

金融機関に提出してください。

様式第56号中

局 長	統括監	課 長	調整監等	班 長	班 員
					記 帳
					を

局 長	統括監	課 長	班 長	班 員
				記 帳
				に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

沖縄県企業局管理規程第2号

沖縄県企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

沖縄県公営企業管理者  
企業局長 宮 城 力

沖縄県企業職員給与規程の一部を改正する規程

沖縄県企業職員給与規程（昭和47年沖縄県企業局管理規程第25号）の一部を次のように改正する。  
第6条の2の表を次のように改める。

級地	支給割合	支給地域
1級地	100分の20	東京都特別区
2級地	100分の16	茨城県つくば市

3級地	100分の12	埼玉県和光市、大阪府枚方市
4級地	100分の8	
5級地	100分の4	

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

企 業 職 給 料 表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200		
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700		
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200		
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700		
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000		
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300		
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500		
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700		
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000		
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300		
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500		
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700		
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500		
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300		
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100		
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700		
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300		
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900		
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500		
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200		
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000		
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400		
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100		
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600		
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000		
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400		
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800		
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200		
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600		
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000		
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300		

	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600	
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000	
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300	
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600	
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900	
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700		
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000		
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300		
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500		
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800		
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100		
	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400		
	53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600		
	54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900		
	55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200		
	56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500		
	57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700		
	58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000		
	59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300		
	60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700		
	62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000		
	63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300		
	64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500		
	65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700		
	66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000		
	67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300		
	68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500		
	69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700		
	70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000		
	71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300		
	72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500		
	73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700		
	74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500			
	75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800			
	76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000			
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200				
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500				
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800				
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000				
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200				
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500				
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800				
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000				
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200				
86	256,000	297,100	346,000						
87	256,300	297,400	346,400						
88	256,600	297,700	346,800						
89	256,900	298,000	347,000						
90	257,200	298,300	347,400						
91	257,500	298,600	347,800						
92	257,800	299,000	348,200						
93	258,100	299,200	348,400						
94		299,400	348,800						

	95		299,700	349,200						
	96		300,100	349,500						
	97		300,300	349,800						
	98		300,600	350,200						
	99		301,000	350,600						
	100		301,400	351,000						
	101		301,600	351,500						
	102		301,900	351,900						
	103		302,200	352,300						
	104		302,500	352,700						
	105		302,700	353,200						
	106		303,000	353,600						
	107		303,300	353,900						
	108		303,600	354,200						
	109		303,800	354,700						
	110		304,200							
	111		304,600							
	112		304,900							
	113		305,100							
	114		305,300							
	115		305,600							
	116		306,000							
	117		306,200							
	118		306,400							
	119		306,700							
	120		307,000							
	121		307,400							
	122		307,600							
	123		307,900							
	124		308,200							
	125		308,500							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000

別表第5備考2中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加える。

**附 則**

(施行期日)

- この規程は、令和7年4月1日から施行する。  
(号給の切替え)
- 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において沖縄県企業職員給与規程別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(次項及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。  
(切替日前の異動者の号給の調整)
- 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び管理者の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和7年沖縄県条例第7号。以下「改正条例」という。)附則第3項の規定の適用を受ける一般職員の例による。  
(地域手当に関する経過措置)

4 改正後の第6条の2第1項の規定による地域手当の支給については、改正条例附則第6項及び第7項の規定の適用を受ける一般職員の例による。

附則別表 号給の切替表（附則第2項関係）

旧号給	職 務 の 級						
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1	1
15	11	7	7	3	1	1	1
16	12	8	8	4	1	1	1
17	13	9	9	5	1	1	1
18	14	10	10	6	2	1	2
19	15	11	11	7	3	1	2
20	16	12	12	8	4	1	2
21	17	13	13	9	5	1	2
22	18	14	14	10	6	1	2
23	19	15	15	11	7	1	3
24	20	16	16	12	8	2	3
25	21	17	17	13	9	2	3
26	22	18	18	14	10	2	3
27	23	19	19	15	11	2	4
28	24	20	20	16	12	3	4
29	25	21	21	17	13	3	4
30	26	22	22	18	14	3	4
31	27	23	23	19	15	3	5
32	28	24	24	20	16	3	5
33	29	25	25	21	17	3	5
34	30	26	26	22	18	4	5
35	31	27	27	23	19	4	6
36	32	28	28	24	20	4	6
37	33	29	29	25	21	4	6
38	34	30	30	26	22	4	6
39	35	31	31	27	23	4	6
40	36	32	32	28	24	4	7
41	37	33	33	29	25	4	7
42	38	34	34	30	26	5	
43	39	35	35	31	27	5	
44	40	36	36	32	28	5	
45	41	37	37	33	29	5	
46	42	38	38	34	30		
47	43	39	39	35	31		
48	44	40	40	36	32		
49	45	41	41	37	33		
50	46	42	42	38	34		
51	47	43	43	39	35		
52	48	44	44	40	36		
53	49	45	45	41	37		
54	50	46	46	42	38		
55	51	47	47	43	39		
56	52	48	48	44	40		
57	53	49	49	45	41		
58	54	50	50	46	42		
59	55	51	51	47	43		
60	56	52	52	48	44		
61	57	53	53	49	45		

62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

**沖縄県企業局管理規程第3号**

沖縄県企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

沖縄県公営企業管理者  
 企業局長 宮 城 力

**沖縄県企業局職員就業規程の一部を改正する規程**

沖縄県企業局職員就業規程（昭和48年沖縄県企業局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第8条の4第2項中「3歳に満たない子のある職員が」を「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、」に改め、同条第4項中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

を含む。以下同じ。)」を加え、同条第5項中「第1項及び第3項」を「第1項から第3項までの規定」に改め、「とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が当該子を養育」」を削り、「同項」を「第2項」に改める。

第19条第15号を次のように改める。

(15) 配偶者、父母、子、配偶者の父母その他勤務時間、休日及び休暇等に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第26号。以下「勤務時間規則」という。）第8条の2第2項の規定に準じて管理者が定める者（次号及び第19条の4第1項において「配偶者等」という。）の看護（負傷し、又は疾病にかかった当該者の世話をを行うことをいう。）のため、養育する義務教育終了前の子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）に予防接種若しくは健康診断を受けさせるため又は養育する義務教育終了前の子に係る勤務時間規則第8条の2第3項の規定に準じて管理者が定める事由のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1暦年について5日（その養育する義務教育終了前の子（義務教育終了後も特に配慮が必要として勤務時間規則第8条の2第4項の規定に準じて管理者が定める子を含む。）が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間（職員の事情を考慮し同条第5項の規定に準じて管理者が定める職員にあつては、当該期間に1日を加えた期間）

第19条第16号中「次に掲げる者（エ及びオに掲げるものにあつては、職員と同居のものに限る。）」を「配偶者等」に改め、同条第19号アからオまでを削る。

第19条の3の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

**第19条の4** 管理者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 管理者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

**第19条の5** 管理者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

**附 則**

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

**沖縄県企業局管理規程第4号**

沖縄県企業職員被服等貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

沖縄県公営企業管理者  
企業局長 宮 城 力

**沖縄県企業職員被服等貸与規程の一部を改正する規程**

沖縄県企業職員被服等貸与規程（昭和48年沖縄県企業局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。別表中浄水管理事務所において庶務一般の業務に従事する者の項の次に次のように加える。

浄水管理事務所において財産管理の業務に従事する者	作業服（上、下）	1	1年
	作業靴	1	1年
	安全帽	1	3年
	雨合羽	1	2年
	雨靴	1	2年
浄水管理事務所においてたな卸資産管理の業務に従事する者	作業服（上、下）	1	1年
	作業靴	1	1年

安全帽	1	3年
雨合羽	1	2年
雨靴	1	2年

**附 則**

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

**沖縄県企業局管理規程第5号**

沖縄県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

沖縄県公営企業管理者  
企業局長 宮 城 力

**沖縄県企業局組織規程の一部を改正する規程**

沖縄県企業局組織規程（昭和48年沖縄県企業局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

第4条の表建設課の項中「建設第2班 離島整備班」を「建設第2班 建設第3班 離島整備班」に改める。

第9条第2項の表沖縄県企業局北谷浄水管理事務所の項中「及び伊是名浄水場」を「、伊是名浄水場、伊平屋浄水場及び渡嘉敷浄水場」に改め、「南大東調整池、」の次に「伊平屋調整池、」を加え、「及び伊波増圧ポンプ場」を「、伊波増圧ポンプ場及び渡嘉敷増圧ポンプ場」に、「阿嘉海水集水井戸、伊是名海水集水井戸及び南大東海水井戸」を「阿嘉海水集水井、伊是名海水集水井、南大東海水井戸、伊平屋第1井戸及び伊平屋第2井戸」に、「及び南大東導送水管」を「、南大東導送水管、伊平屋導送水管及び渡嘉敷導水管」に改める。

**附 則**

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

**沖縄県企業局管理規程第6号**

沖縄県企業局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

沖縄県公営企業管理者  
企業局長 宮 城 力

**沖縄県企業局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程**

沖縄県企業局自家用電気工作物保安規程（平成4年沖縄県企業局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別図中 「

建設第2班
離島整備班

」 を 「

建設第2班
建設第3班
離島整備班

」 に改める。

**附 則**

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

**沖縄県企業局管理規程第7号**

沖縄県企業局文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

沖縄県公営企業管理者  
企業局長 宮 城 力

**沖縄県企業局文書管理規程の一部を改正する規程**

沖縄県企業局文書管理規程（平成7年沖縄県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「で出力する起案用紙」を「の電子的方式による起案又は文書管理システムで出力する起案用紙による起案のいずれかの方法」に改める。

第24条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子決裁（文書管理システムの機能を利用して電子的方式により行う決裁をいう。）による場合は、この限りではない。

第24条第2項中「前項」を「前項本文」に改める。

#### 附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

### 沖縄県企業局管理規程第8号

沖縄県企業局の技術上の監督業務を行う者の資格及び水道技術管理者の資格に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

沖縄県公営企業管理者

企業局長 宮 城 力

#### 沖縄県企業局の技術上の監督業務を行う者の資格及び水道技術管理者の資格に関する規程の一部を改正する規程

沖縄県企業局の技術上の監督業務を行う者の資格及び水道技術管理者の資格に関する規程（平成24年沖縄県企業局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条第6号」を「第3条第8号」に改める。

第2条中「第3条第6号」を「第3条第8号」に改め、同条第1号中「学科目」を「課程」に、「による大学院研究科」を「に基づく大学院研究科」に、「1年以上」を「2年以上」に、「2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」を「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（同条第1号に規定する課程を修めて卒業した者にあつては1年以上、同条第2号に規定する課程を修めて卒業した者にあつては1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同条第2号中「第3条第1号若しくは第2号」を「第3条第1号から第6号まで」に、「課程及び学科目又は同条第3号若しくは第4号に規定」を「課程に相当」に改め、「に相当する課程又は学科目」を削り、「年数以上水道」を「最低経験年数以上水道等」に改め、「経験を有する者」の次に「（それぞれ同条各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第3号中「又は水道環境」を削り、「水道に関する」を「水道等に関する」に改め、「経験を有する者」の次に「（6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条に次の1号を加える。

(4) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条第1号中「第4号」を「第5号」に、「学科目」を「課程」に改め、「修めて卒業した」の次に「（当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）」を、「第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）」を加え、同条第2号中「第4条第2号」を「第4条第1号若しくは第2号」に、「学科目に相当する学科目を」を「課程又は前号に規定する課程に相当する課程を」に、「第3条各号」を「第3条第1号、第3号又は第5号」に、「取得」を「修得」に、「同条各号で」を「同条第1号、第3号又は第5号に」に、「年数」を「最低経験年数」に改め、同条第3号を削り、同条第4号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改め、同号を同条第3号とし、同条に次の2号を加える。

(4) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (5) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

#### 附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

### 沖縄県企業局訓令第3号

沖縄県企業局職員ハラスメント防止規程を次のように定める。

令和7年3月31日

沖縄県公営企業管理者  
企業局長 宮 城 力

#### 沖縄県企業局職員ハラスメント防止規程

(趣旨)

**第1条** この訓令は、良好な職場環境の確保、職員の利益の保護及び職員の能率の発揮を目的として、ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 企業局に勤務する一般の職員をいう。
- (2) セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動をいう。
- (3) パワー・ハラスメント 職務に関する優越的な関係を背景として行われる言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えるものにより、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害することとなるようなものをいう。
- (4) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 職場において職員に対する次に掲げる事由に関する言動により当該職員の勤務環境が害されることをいう。
  - ア 妊娠したこと。
  - イ 出産したこと。
  - ウ 妊娠又は出産に起因する症状（つわり、妊娠悪阻、切迫流産、出産後の回復不全その他の妊娠又は出産したことに起因して妊産婦に生じる症状をいう。）により勤務することができないこと若しくはできなかつたこと又は能率が低下したこと。
  - エ 不妊治療を受けること。
  - オ 妊娠又は出産に関する制度又は措置の利用に関すること。
  - カ 育児に関する制度又は措置の利用に関すること。
  - キ 介護に関する制度又は措置の利用に関すること。
- (5) ハラスメント 第2号から第4号までに掲げるものをいう。
- (6) ハラスメントに起因する問題 ハラスメントのため職員の勤務環境が害されること及びハラスメントへの対応に起因して職員がその勤務条件につき不利益を受けることをいう。

(管理監督者等の責務)

**第3条** 課長相当職以上の職にある者（以下「管理監督者」という。）は、職員がその能率を十分に発揮できるような勤務環境を確保するため、次に掲げる事項に留意し、ハラスメントの防止及び排除に努めなければならない。

- (1) 日常の執務を通じた指導等により、ハラスメントに関し、監督する職員の注意を喚起し、ハラスメントに関する認識を深めさせること。
  - (2) ハラスメントが職場で行われていないか、又はそのおそれがないかを把握するため、監督する職員の言動に十分な注意を払い、勤務環境を害する言動を見逃さないようにすること。
  - (3) ハラスメントに関する苦情の申出、当該苦情に係る調査への協力その他ハラスメントが行われた場合の職員の対応に起因して当該職員が職場において不利益を受けることがないようにしなければならないこと。
- 2 管理監督者は、ハラスメントが行われた場合又はハラスメントに起因する問題が生じた場合には、必要

な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

3 管理監督者は、職員が担当する業務に関わる者等（企業局の職員を除く。）（以下この項において「外部関係者等」という。）からの言動で、当該業務の執行をめぐる経緯及びその場の状況により、その対応を打ち切ることが困難な場合であって、当該言動を受ける職員の担当する業務の範囲及び程度を明らかに超える要求をするものに関する苦情相談があった場合に、組織として対応し、その内容に応じて、迅速かつ適切に職員の救済を図ることとする。この場合において、管理監督者は、総務課長が外部関係者等からのハラスメント等への対応について定める要領に十分留意しなければならない。

4 総務課長は、職員が他の事業体又は他の任命権者（以下「他の事業体等」という。）の所属職員からハラスメントを受けたとされる場合には、当該他の事業体等に対し、当該所属職員に対する調査を行うよう要請するとともに、必要に応じて当該所属職員に対する指導等の対応を行うよう求めるものとする。

（職員の責務）

**第4条** 職員は、ハラスメントをしてはならない。

2 職員は、次条第1項の指針を十分認識して行動するよう努めなければならない。

（職員に対する指針）

**第5条** 総務課長は、ハラスメントを防止し、ハラスメントに関する問題を解決するために職員が認識すべき事項等について指針を定めるものとする。

2 所属長は、職員に対し、前項の指針の周知徹底を図らなければならない。

（研修等）

**第6条** 総務課長は、ハラスメントの防止等を図るため、職員に対し、必要な研修その他の啓発活動を実施しなければならない。

2 総務課人事班長は、新たに職員となった者にハラスメントに関する基本的な事項について理解させ、並びに新たに管理監督者となった職員その他職責等を考慮して総務課長が定める職員にハラスメントの防止等に関し求められる役割及び技能について理解させるために、研修を実施するものとする。

（調査等）

**第7条** 総務課長は、企業局におけるハラスメントの実態を的確に把握し、ハラスメントと疑われる言動の早期発見及び早期解消を図るため、企業局に在籍する職員に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

（苦情相談への対応）

**第8条** 総務課長は、ハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）が職員からなされた場合に対応するため、苦情相談を受ける職員（以下「相談員」という。）を配置し、相談員が苦情相談を受けるのに必要な体制を整備するものとする。

2 相談員は、苦情相談に係る問題の事実関係の確認及び当該苦情相談に係る当事者に対する助言等により、当該問題を迅速かつ適切に解決するよう努めるものとする。この場合において、相談員は、総務課長が苦情相談への対応について定める要領に十分留意しなければならない。

（秘密の保持）

**第9条** 相談員その他の苦情相談に係る事務に従事する職員は、苦情相談の内容その他苦情相談に関し職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。当該事務に従事しなくなった場合又は職員でなくなった場合においても、同様とする。

2 前条第2項の規定により相談員から苦情相談に係る問題の事実関係の確認を受けた職員は、当該確認において知り得た秘密を漏らしてはならない。職員でなくなった場合においても同様とする。

（不利益取扱いの禁止）

**第10条** 企業局長は、職員が苦情相談を申し出たこと、苦情相談に係る問題の事実関係の確認に協力したこと等を理由として、当該職員又は当該事実関係の確認に協力した職員に対し不利益な取扱いをしてはならない。

（対応措置）

**第11条** 企業局長は、第4条第1項の規定に違反した職員、正当な理由なく第9条の規定に違反した職員及び前条に規定する不利益な取扱いを行った職員に対して、懲戒処分その他必要な措置を講ずるものとする。

（雑則）

**第12条** この訓令に定めるもののほか、ハラスメントの防止等に関し必要な事項は総務課長が別に定める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和7年4月1日から施行する。  
(沖縄県企業局職員セクシュアル・ハラスメント防止規程の廃止)
- 2 沖縄県企業局職員セクシュアル・ハラスメント防止規程(平成14年沖縄県企業局訓令第2号)は、廃止する。

**沖縄県企業局訓令第4号**

沖縄県企業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

沖縄県公営企業管理者

企業局長 宮 城 力

**沖縄県企業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令**

沖縄県企業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程(平成8年沖縄県企業局訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第19条第13号中「次のいずれにも該当する会計年度任用職員」を「1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるもの」に改め、同号ア及びイを削り、同条第16号を次のように改める。

- (16) 1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものの配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次条第1項第2号及び第8号を除き、以下同じ。)が出産する場合であってその出産予定日の10日前の日から当該出産の日後10日を経過する日までの期間にある場合において、配偶者の看護等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における2日の範囲内の期間

第19条第17号中「第13号ア及びイのいずれにも該当する会計年度任用職員」を「1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるもの」に改め、同条第18号を同条第19号とし、同条第17号の次に次の1号を加える。

- (18) 公務によらない負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 1の年度において10日の範囲内で必要と認める日又は時間

第20条第1項第2号を次のように改める。

- (2) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する会計年度任用職員が、次に掲げる場合のいずれかに該当するため、勤務しないことが相当であると認められるとき 1の年度において5日(その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあつては、10日)の範囲内で必要と認める日又は時間
  - ア 当該子の看護(負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をを行うことをいう。)を行う場合
  - イ 当該子に予防接種又は健康診断を受けさせる場合
  - ウ 当該子の学校の休業等(学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第19条の規定による出席停止及び同法第20条の規定による学校の休業並びに児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園その他の施設及び児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等その他の事業における学校保健安全法第19条の規定による出席停止又は同法第20条の規定による学校の休業に準ずるものをいう。)に伴い当該子の世話をを行う場合
  - エ 当該子の教育又は保育に係る行事(入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典をいう。)に参加する場合

第20条第1項第8号を削り、同項第9号を同項第8号とし、同項第10号を同項第9号とする。

**附 則**

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

## 病院事業局事項

### 沖縄県病院事業局管理規程第3号

沖縄県病院事業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

沖縄県病院事業管理者  
病院事業局長 本 竹 秀 光

#### 沖縄県病院事業局組織規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業局組織規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。  
第16条の次に次の1条を加える。

（職員の駐在制）

**第17条** 局長は、特定の事務を処理させるため、必要があるときは、病院事業局の機関に所属する職員を当該機関の所在する場所以外の場所に駐在させることができる。

2 前項の規定により職員を駐在させる場所、その他職員の駐在に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

### 沖縄県病院事業局管理規程第4号

沖縄県病院事業局事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

沖縄県病院事業管理者  
病院事業局長 本 竹 秀 光

#### 沖縄県病院事業局事務決裁規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業局事務決裁規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第7条中「別表第5」を「別表第6」に改める。

別表第1の24の項(5)中「において準用する同規程第122条」を削る。

別表第8の12の項中(10)を(12)とし、

「(9) 所属の病院に係る見積価格が20万円未満の固定資産の無償譲受けを承認すること。」を  
「(10) 所属の病院に係る見積価格が20万円未満の固定資産の無償譲受けを承認すること。 に改め、(8)を(9)  
(11) 予算の流用に関すること。」

とし、(7)を(8)とし、(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、「(3) 物品の出納命令に関すること。」を

「(3) 物品の出納命令に関すること。 に改める。

(4) 固定資産の管理に関すること。」

別表第10中11の項を12の項とし、同表10の項中(9)を(12)とし、

「(8) 見積価格が20万円未満の固定資産の無償譲受けを承認すること。」を

「(10) 見積価格が20万円未満の固定資産の無償譲受けを承認すること。 に改め、(7)を(9)とし、(6)を(8)と  
(11) 予算の流用に関すること。」

とし、(5)を(7)とし、(4)を(6)とし、(3)を(5)とし、

「(1) 令達を受けた予算の範囲内で予算を執行すること。 を

(2) 物品の出納命令に関すること。」

「(1) 収入の徴収に関すること。

(2) 令達を受けた予算の範囲内で予算を執行すること。 に改め、同項を同表の11の項とする。

(3) 物品の出納命令に関すること。

(4) 固定資産の管理に関すること。」

別表第11中17の項を18の項とし、11の項から16の項までを1項ずつ繰り下げ、10の項の次に次の1項を加える。

11 給与過払い又は誤払いに係る返納に関する事務を行うこと。

**附 則**

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

**沖縄県病院事業局管理規程第5号**

沖縄県病院事業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 本 竹 秀 光

**沖縄県病院事業局職員就業規程の一部を改正する規程**

沖縄県病院事業局職員就業規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「3歳に満たない子のある職員が」を「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、」に改め、同条第4項中「第1項の規定に基づく」を「同項の規定に基づく」に改め、同条第5項中「第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が当該子を養育」とあり、及び第3項」を「第1項から第3項までの規定」に改める。

第20条第14号を次のように改める。

(14) 配偶者、父母、子、配偶者の父母その他勤務時間、休日及び休暇等に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第26号。以下この号において「勤務時間規則」という。）第8条の2第2項で定める者（第19号及び第23条の2第1項において「配偶者等」という。）の看護（負傷し、又は疾病にかかった当該者の世話をを行うことをいう。）のため、養育する義務教育終了前の子（配偶者の子を含む。この号において同じ。）に予防接種若しくは健康診断を受けさせるため又は養育する義務教育終了前の子に係る勤務時間規則第8条の2第3項で規定する事由のため勤務しないことが相当であると認められる場合1の年度について5日（その養育する義務教育終了前の子（義務教育終了後も特に配慮が必要として勤務時間規則第8条の2第4項で規定する子を含む。）が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間（職員の事情を考慮し同条第5項で定める職員にあっては、当該期間に1日を加えた期間）

第20条第18号中「1暦年」を「1の年度」に改め、同条第19号中「次の各号に掲げる者（エ及びオに掲げるもの）にあっては、職員と同居のものに限る。」を「、配偶者等」に、「1暦年」を「1の年度」に改め、同号アからオまでを削る。

第21条中「1暦年」を「1の年度」に改める。

第23条の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

**第23条の2** 局長は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 局長は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年度の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

**第23条の3** 局長は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

**附 則**

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

**沖縄県病院事業局管理規程第6号**

沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 本 竹 秀 光

**沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程**

沖縄県病院事業企業職員給与規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第10号」の次に「。以下「初任給等規則」という。」を加える。

第9条第1項中「初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第10号。以下「初任給等規則」という。）」を「初任給等規則」に改める。

第13条第5項中「広域異動職員の数の割合は、」の次に「管理者が別に定める場合を除き、」を加え、同項第1号中「次号」の次に「及び第3号」を加え、同項第2号中「広域異動管理職員」の次に「（次号に掲げる職員を除く。）」を加え、同項に次の1号を加える

(3) 病院事業行政職給料表の適用を受ける広域異動職員でその職務の級が8級以上であるもの及び病院事業医療職給料表(1)の適用を受ける広域異動職員でその職務の級が4級であるもの（第10項及び別表第10において「行政職給料表8級以上職員等」という。） Aの昇給区分に係る割合については100分の10、Bの昇給区分に係る割合については100分の30

第13条に次の1項を加える。

10 第1項から第4項までの規定により昇給区分を決定する行政職給料表8級以上職員等の総数に占める当該行政職給料表8級以上職員等であって、第2項第1号アからウまでに掲げる職員であるものの数の割合が100分の40を超える場合であって、勤務成績に基づきCの昇給区分に決定することが著しく不適當であってBの昇給区分に決定する必要があると認められる職員がいるときにおける第5項第3号の規定の適用については、同号中「100分の30」とあるのは、「100分の30を超え100分の40以下の範囲内において必要と認められる割合」とする。

第17条第1項第3号中「100分の15」を「100分の12」に改め、同項に次の2号を加える。

(4) 4級地 100分の8

(5) 5級地 100分の4

第32条中「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第36条中「第5項第2号」の次に「及び第3号並びに第10項」を加える。

第41条第3項中「受けていた給料及び扶養手当の月額合計額」の次に「（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、現に受ける給料の月額）」を加える。

第56条を次のように改める。

**第56条 削除**

第57条第1項中「、第61条」を削り、「第9条、」を「第9条並びに」に改め、同条第3項中「、第51条及び第61条、」を「及び第51条並びに」に改める。

第61条第1項第2号中「、100分の58.75」を「100分の58.75、特定任期付職員にあつては100分の87.5」に改める。

附則第21項中「附則第14項」を「附則第15項」に改め、同項を附則第22項とする。

附則第20項中「附則第14項」を「附則第15項」に、「附則第16項」を「附則第17項」に改め、同項を附則第21項とする。

附則第19項中「附則第16項」を「附則第17項」に、「附則第14項」を「附則第15項」に改め、同項を附則第20項とする。

附則第18項中「附則第14項」を「附則第15項」に、「附則第16項」を「附則第17項」に改め、同項を附則第19項とする。

附則第17項を附則第18項とする。

附則第16項中「附則第18項」を「附則第19項」に、「附則第14項」を「附則第15項」に改め、同項を附則第17項とする。

附則第15項を附則第16項とする。

附則第14項の前の見出しを削り、同項中「附則第16項」を「附則第17項」に改め、同項を附則第15項とし、同項の前に見出しとして「(給与条例附則第3項の規定の適用を受ける職員の給料の取扱い)」を付する。

附則第13項を附則第14項とし、附則第12項を附則第13項とする。

附則第11項中「附則第5項から第8項まで」を「附則第6項から第9項まで」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第10項を附則第11項とし、附則第9項を附則第10項とする。

附則第8項の前の見出しを削り、同項を附則第9項とし、同項の前に見出しとして「(離島診療所代替診療業務手当)」を付する。

附則第7項を附則第8項とする。

附則第6項の前の見出しを削り、同項を附則第7項とし、同項の前に見出しとして「(看護職員等処遇改善手当)」を付する。

附則第5項を附則第6項とする。

附則第4項の前の見出しを削り、同項を附則第5項とし、同項の前に見出しとして「(特別診療手当)」を付する。

附則第3項の次に次の1項を加える。

(住居手当の特例)

4 月額88,000円を超える家賃を支払っている職員であって、次の各号のいずれにも該当するものの住居手当の額については、第58条第1項の規定にかかわらず、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間、当該職員が支払っている家賃の月額から88,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が22,000円を超えるときは、22,000円)を第58条第1項の規定による額に加算した額とする。ただし、その控除した額の2分の1に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

- (1) 宮古病院又は八重山病院に勤務する職員
- (2) 採用された日から同日後10年を経過した日以後最初の3月31日までの間にある職員
- (3) 管理者が定めるやむを得ない事情にあると認められる職員

別表第1から別表第3までを次のように改める。

**別表第1 (第5条及び第35条関係)**

病院事業行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号給	給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200		
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700		
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200		
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700		
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000		
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300		
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500		
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700		
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000		

	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300		
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500		
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700		
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500		
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300		
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100		
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700		
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300		
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900		
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500		
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200		
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000		
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400		
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100		
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600		
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000		
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400		
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800		
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200		
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600		
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000		
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300		
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600		
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000		
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300		
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600		
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900		
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700			
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000			
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300			
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500			
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800			
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100			
	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400			
	53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600			
	54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900			
	55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200			
	56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500			
	57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700			
	58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000			
	59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300			
	60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700			
	62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000			
	63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300			
	64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500			
	65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700			
	66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000			
	67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300			
	68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500			
	69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700			
	70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000			
	71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300			
	72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500			

73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	
86	256,000	297,100	346,000			
87	256,300	297,400	346,400			
88	256,600	297,700	346,800			
89	256,900	298,000	347,000			
90	257,200	298,300	347,400			
91	257,500	298,600	347,800			
92	257,800	299,000	348,200			
93	258,100	299,200	348,400			
94		299,400	348,800			
95		299,700	349,200			
96		300,100	349,500			
97		300,300	349,800			
98		300,600	350,200			
99		301,000	350,600			
100		301,400	351,000			
101		301,600	351,500			
102		301,900	351,900			
103		302,200	352,300			
104		302,500	352,700			
105		302,700	353,200			
106		303,000	353,600			
107		303,300	353,900			
108		303,600	354,200			
109		303,800	354,700			
110		304,200				
111		304,600				
112		304,900				
113		305,100				
114		305,300				
115		305,600				
116		306,000				
117		306,200				
118		306,400				
119		306,700				
120		307,000				
121		307,400				
122		307,600				
123		307,900				
124		308,200				
125		308,500				

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基 準 給料月額								
	円 192,000	円 219,500	円 260,000	円 279,700	円 294,900	円 320,600	円 362,700	円 396,200	円 448,000

備考 この表は、この規程で定める他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 (第5条及び第35条関係)

病院事業医療職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	291,400	400,300	455,100	549,800
	2	293,700	403,000	457,100	555,900
	3	296,000	405,600	459,000	561,200
	4	298,200	408,100	460,900	566,100
	5	300,300	410,500	462,300	570,500
	6	303,800	412,700	464,100	574,800
	7	307,300	414,800	465,900	578,400
	8	310,700	416,900	467,700	581,400
	9	314,100	419,000	469,500	583,900
	10	317,600	420,500	471,300	586,200
	11	321,000	422,000	473,100	
	12	324,400	423,500	474,900	
	13	327,800	424,900	476,700	
	14	331,300	426,400	478,500	
	15	334,700	427,900	480,300	
	16	338,100	429,300	482,100	
	17	341,500	430,700	483,900	
	18	344,600	432,200	485,800	
	19	347,700	433,700	487,700	
	20	350,800	435,100	489,600	
	21	354,000	436,500	491,500	
	22	357,100	438,000	493,200	
	23	360,200	439,500	495,000	
	24	363,200	440,900	496,800	
	25	366,200	442,300	498,400	
	26	368,500	443,700	500,200	
	27	370,800	445,100	502,000	
	28	373,000	446,500	503,600	
	29	374,900	447,900	505,000	
	30	376,600	449,300	506,700	
	31	378,300	450,700	508,500	
	32	380,100	452,100	510,200	
	33	381,900	453,500	511,700	
	34	383,700	454,900	513,000	
	35	385,300	456,300	514,300	
	36	386,700	457,700	515,600	
	37	388,100	459,100	516,600	
	38	389,600	460,800	517,900	
	39	391,100	462,400	519,200	
	40	392,600	464,000	520,500	
	41	394,100	465,600	521,500	

	42	394,800	466,800	522,300	
	43	395,400	468,000	523,100	
	44	396,100	469,100	523,900	
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	45	397,000	470,100	524,800	
	46	397,600	471,100	525,600	
	47	398,200	472,000	526,400	
	48	398,800	472,800	527,100	
	49	399,400	473,500	527,900	
	50	399,900	474,200	528,700	
	51	400,400	474,900	529,400	
	52	400,900	475,500	530,300	
	53	401,400	476,200	531,200	
	54	401,800	476,900	532,000	
	55	402,200	477,500	532,900	
	56	402,600	478,100	533,800	
	57	403,000	478,400	534,600	
	58	403,400	479,000	535,500	
	59	403,800	479,700	536,400	
	60	404,200	480,400	537,100	
	61	404,600	480,800	537,900	
	62	405,000	481,400	538,800	
	63	405,400	482,100	539,700	
	64	405,800	482,800	540,600	
	65	406,100	483,200	541,400	
	66		483,800	542,300	
	67		484,400	543,200	
	68		484,900	544,100	
	69		485,400	544,900	
	70		485,900	545,800	
	71		486,400	546,700	
	72		486,900	547,600	
73		487,300	548,400		
74		487,800			
75		488,200			
76		488,700			
77		489,200			
78		489,800			
79		490,400			
80		490,800			
81		491,300			
82		491,900			
83		492,500			
84		493,000			
85		493,500			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 301,700	円 344,400	円 399,500	円 473,300

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

病院事業医療職給料表(2)

職員の	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

区分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700
	2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400
	3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000
	4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600
	5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200
	6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800
	7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400
	8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000
	9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600
	10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600
	11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600
	12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600
	13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000
	14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700
	15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400
	16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100
	17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800
	18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300
	19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800
	20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300
	21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600
	22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900
	23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	396,200
	24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400	397,300
	25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	398,400
	26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400	399,500
	27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900	400,600
	28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300	401,700
	29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700	402,500
	30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300	403,300
	31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800	404,100
	32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300	404,900
	33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500	405,300
	34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600	405,900
	35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800	406,400
	36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900	406,800
	37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900	407,200
	38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700	407,400
	39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700	407,700
	40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800	408,000
	41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800	408,300
	42	242,400	268,400	299,200	325,200	371,800	408,600
	43	243,000	269,200	300,300	326,400	372,800	408,900
	44	243,500	270,000	301,400	327,600	373,700	409,200
	45	244,000	270,700	302,500	328,700	374,500	409,400
	46	244,600	271,500	303,600	329,700	375,300	409,700
	47	245,100	272,300	304,700	330,700	376,200	410,000
	48	245,500	273,100	305,800	331,600	377,000	410,300
	49	245,900	273,800	306,900	332,500	377,500	410,500
	50	246,400	274,600	308,000	333,500	378,300	410,800
	51	246,900	275,300	309,100	334,500	379,100	411,100

	52	247,400	276,000	310,200	335,400	379,900	411,400
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	53	247,700	276,700	311,200	335,900	380,300	411,600
	54	248,000	277,400	312,200	336,800	381,000	
	55	248,300	278,100	313,200	337,500	381,700	
	56	248,600	278,800	314,200	338,400	382,300	
	57	248,900	279,500	315,200	339,100	382,700	
	58	249,200	280,200	316,200	339,400	383,200	
	59	249,500	280,900	317,200	339,900	383,800	
	60	249,800	281,500	318,100	340,500	384,400	
	61	250,100	282,100	319,000	341,100	384,800	
	62	250,400	282,800	319,800	341,800	385,300	
63	250,700	283,500	320,500	342,500	385,800		
64	251,000	284,100	321,200	343,100	386,300		
65	251,300	284,700	321,800	343,800	386,900		
66	251,600	285,400	322,500	344,300	387,400		
67	251,900	286,100	323,100	344,900	388,000		
68	252,200	286,700	323,700	345,500	388,600		
69	252,500	287,300	324,300	345,800	389,100		
70	252,800	288,000	324,500	346,400	389,600		
71	253,100	288,700	325,000	346,900	390,100		
72	253,300	289,300	325,500	347,400	390,600		
73	253,500	289,900	326,100	347,900	390,900		
74	253,800	290,400	326,600	348,400	391,400		
75	254,100	290,800	327,100	348,900	391,800		
76	254,300	291,200	327,500	349,300	392,200		
77	254,500	291,600	328,100	349,600	392,600		
78	254,800	291,900	328,600	349,900			
79	255,100	292,200	329,000	350,100			
80	255,300	292,500	329,500	350,400			
81	255,500	292,800	330,000	350,900			
82	255,800	293,100	330,400	351,200			
83	256,100	293,400	330,600	351,500			
84	256,300	293,700	330,900	351,800			
85	256,500	293,900	331,300	352,200			
86		294,100	331,700	352,500			
87		294,300	332,000	352,800			
88		294,500	332,300	353,100			
89		294,900	332,600	353,500			
90		295,100	332,800	353,800			
91		295,300	333,200	354,100			
92		295,500	333,500	354,400			
93		295,900	333,700	354,700			
94		296,100	334,000	355,100			
95		296,300	334,300	355,500			
96		296,600	334,600	355,900			
97		296,900	334,800	356,400			
98		297,100	335,100	356,800			
99		297,300	335,400	357,200			
100		297,600	335,600	357,600			
101		297,900	335,800	358,100			
102		298,100	336,000				
103		298,300	336,400				
104		298,600	336,600				

	105		298,900	336,800			
	106			337,200			
	107			337,600			
	108			338,000			
	109			338,200			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額					
		円 193,000	円 219,600	円 248,100	円 261,700	円 287,300	円 328,400

備考 この表は、次に掲げる職員に適用する。

- (1) 調剤又は投薬指導に従事する薬剤師
- (2) 栄養管理、改善に従事する栄養士
- (3) 診療放射線技師及び診療エックス線技師
- (4) 臨床検査技師
- (5) 衛生検査技師その他の病理細菌技術職員
- (6) 臨床工学技士
- (7) 理学療法士その他の理学療法技術職員及び作業療法士その他の作業療法技術職員
- (8) 視能訓練士その他の視能技術職員
- (9) 言語聴覚士
- (10) 歯科衛生士及び歯科技工士
- (11) 救急救命士
- (12) 前各号に類する医療技術者

病院事業医療職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	362,000	416,300
	2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700	418,500
	3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400	420,700
	4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100	422,800
	5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900	424,700
	6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900	426,600
	7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900	428,400
	8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900	430,300
	9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600	432,000
	10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700	433,600
	11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800	435,300
	12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800	436,900
	13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700	438,200
	14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300	439,500
	15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100	441,100
	16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900	442,600
	17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600	444,300
	18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300	445,900
	19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200	447,300
	20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400	396,900	448,700
	21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500	398,600	449,800
	22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300	451,100
	23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100	452,400
	24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800	453,800

25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400	454,800
26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100	455,500
27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900	456,300
28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900	410,700	456,900
29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100	412,200	457,800
30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600	413,700	458,500
31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100	415,200	459,300
32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600	416,500	460,100
33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800	417,600	460,800
34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300	418,700	461,500
35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700	419,800	462,200
36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100	421,000	463,000
37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500	422,300	463,800
38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500	423,400	464,600
39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900	424,600	465,300
40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200	425,700	466,000
41	263,100	280,300	306,000	328,100	367,500	426,900	466,800
42	264,000	280,800	307,000	329,200	368,900	427,900	
43	264,800	281,300	308,000	330,300	370,200	429,000	
44	265,600	281,800	308,900	331,300	371,500	430,100	
45	266,400	282,300	309,800	332,300	373,000	431,100	
46	267,100	282,800	310,800	333,300	374,200	431,600	
47	267,800	283,300	311,800	334,300	375,300	432,200	
48	268,400	283,800	312,700	335,300	376,500	432,600	
49	269,000	284,300	313,600	336,500	377,600	433,200	
50	269,500	284,800	314,600	337,800	378,500	433,700	
51	270,000	285,300	315,600	339,000	379,500	434,100	
52	270,400	285,800	316,600	340,200	380,400	434,600	
53	270,800	286,300	317,400	341,100	381,000	435,100	
54	271,300	286,800	318,400	342,300	381,800	435,500	
55	271,800	287,300	319,400	343,400	382,600	435,800	
56	272,200	287,800	320,300	344,700	383,400	436,100	
57	272,600	288,300	321,200	345,700	384,100	436,500	
58	273,000	289,100	322,200	346,600	384,800		
59	273,400	289,900	323,200	347,700	385,500		
60	273,800	290,600	324,100	348,900	386,100		
61	274,200	291,300	325,000	350,000	386,700		
62	274,600	292,200	326,200	351,200	387,300		
63	275,000	293,100	327,400	352,400	388,000		
64	275,400	293,900	328,600	353,400	388,600		
65	275,800	294,700	329,300	354,400	389,300		
66	276,200	295,600	330,400	355,400	389,800		
67	276,600	296,400	331,500	356,500	390,400		
68	277,000	297,200	332,400	357,600	390,900		
69	277,400	298,000	333,500	358,400	391,300		
70	277,900	298,900	334,200	359,500	391,900		
71	278,400	299,800	335,300	360,600	392,400		
72	278,800	300,700	336,400	361,600	392,700		
73	279,200	301,600	337,500	362,300	393,000		
74	279,800	302,500	338,700	363,100	393,500		
75	280,400	303,400	339,800	363,900	393,900		
76	280,900	304,300	340,900	364,600	394,200		
77	281,400	305,100	342,000	365,200	394,500		
78	282,000	306,100	343,100	365,700	395,000		

	79	282,600	307,100	344,100	366,200	395,500		
	80	283,100	308,000	345,200	366,700	395,900		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	81	283,600	308,500	346,100	367,300	396,200		
	82	284,100	309,400	347,100	367,800	396,600		
	83	284,600	310,300	348,000	368,300	397,100		
	84	285,100	311,100	349,000	368,800	397,500		
	85	285,600	311,900	349,900	369,200	397,900		
	86	286,100	312,900	350,700	369,600			
	87	286,600	313,900	351,500	370,200			
	88	287,100	314,900	352,300	370,700			
	89	287,600	315,800	352,900	371,000			
	90	288,100	316,900	353,500	371,500			
	91	288,600	317,900	354,100	371,900			
	92	289,100	318,900	354,700	372,200			
	93	289,600	319,700	355,100	372,800			
	94	290,200	320,400	355,500	373,300			
	95	290,800	321,100	356,000	373,800			
	96	291,400	321,700	356,400	374,300			
	97	292,000	322,200	356,900	374,900			
	98	292,500	322,500	357,300	375,400			
	99	293,000	323,100	357,800	375,900			
	100	293,500	323,700	358,200	376,300			
101	294,000	324,100	358,500	376,900				
102	294,500	324,700	359,000	377,400				
103	295,000	325,300	359,400	377,900				
104	295,400	325,800	359,700	378,400				
105	295,800	326,200	360,100	379,000				
106	296,300	326,700	360,600	379,400				
107	296,800	327,200	361,100	379,900				
108	297,100	327,700	361,600	380,400				
109	297,300	328,100	362,100	381,000				
110	297,600	328,500	362,600					
111	297,800	328,800	363,100					
112	298,100	329,100	363,500					
113	298,400	329,400	363,900					
114	298,600	329,800	364,300					
115	298,900	330,100	364,800					
116	299,100	330,400	365,300					
117	299,400	330,600	365,700					
118	299,700	330,900	366,200					
119	300,000	331,200	366,700					
120	300,300	331,400	367,200					
121	300,600	331,600	367,500					
122	301,000	331,900						
123	301,300	332,200						
124	301,600	332,500						
125	301,800	332,700						
126	302,000	333,000						
127	302,300	333,400						
128	302,700	333,600						
129	302,900	333,800						
130	303,200	334,000						
131	303,600	334,400						
132	304,000	334,600						

	133	304,200	334,900					
	134	304,500	335,300					
	135	304,800	335,700					
	136	305,100	336,100					
	137	305,300	336,400					
	138	305,600	336,800					
	139	305,900	337,200					
	140	306,200	337,600					
	141	306,400	337,900					
	142	306,800	338,300					
	143	307,200	338,600					
	144	307,500	339,000					
	145	307,700	339,300					
	146	307,900	339,700					
	147	308,200	340,100					
	148	308,600	340,500					
	149	308,800	340,800					
	150	309,000	341,200					
	151	309,300	341,600					
	152	309,600	342,000					
	153	310,000	342,300					
	154	310,200						
	155	310,400						
	156	310,700						
	157	311,000						
	158	311,300						
	159	311,600						
	160	311,900						
	161	312,300						
	162	312,600						
	163	312,900						
	164	313,200						
	165	313,600						
	166	313,900						
	167	314,200						
	168	314,500						
	169	314,900						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額						
		円 239,700	円 260,200	円 267,500	円 277,900	円 294,300	円 331,900	円 376,600

備考 この表は、病院及び診療所に勤務する助産師、看護師及び准看護師に適用する。

別表第3 (第5条及び第35条関係)

病院事業現業業務従事職給料表

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	185,700	227,700	247,600	280,400	308,100
	2	187,400	228,500	248,700	281,100	309,500

3	189,100	229,300	249,700	281,800	310,800
4	190,800	230,100	250,700	282,500	312,000
5	192,500	230,800	251,700	283,100	313,000
6	194,200	231,600	252,900	283,700	314,200
7	195,800	232,400	254,000	284,300	315,400
8	197,400	233,200	255,000	284,900	316,500
9	199,000	234,000	256,100	285,500	317,600
10	200,500	234,700	257,100	286,100	318,700
11	202,000	235,400	258,000	286,700	319,800
12	203,500	236,100	258,500	287,200	320,900
13	205,000	236,800	259,100	287,700	321,900
14	206,500	237,400	259,500	288,200	323,000
15	208,000	238,000	259,900	288,700	324,100
16	209,500	238,600	260,400	289,100	325,200
17	211,000	239,200	260,900	289,500	326,200
18	212,400	239,800	261,400	289,900	327,300
19	213,800	240,400	261,900	290,300	328,400
20	215,200	240,900	262,500	290,700	329,400
21	216,600	241,400	263,300	291,100	330,400
22	217,700	241,900	263,900	291,500	331,400
23	218,800	242,400	264,500	291,900	332,400
24	219,900	242,900	265,300	292,300	333,400
25	220,900	243,400	266,100	292,700	334,400
26	221,800	243,900	266,800	293,100	335,300
27	222,700	244,300	267,400	293,500	336,400
28	223,600	244,800	268,200	293,900	337,400
29	224,500	245,400	269,000	294,300	338,400
30	225,300	245,900	269,700	294,800	339,400
31	226,100	246,400	270,400	295,300	340,400
32	226,900	246,800	271,100	295,800	341,300
33	227,700	247,200	271,800	296,300	342,200
34	228,400	247,700	272,500	296,800	343,100
35	229,100	248,200	273,200	297,300	344,000
36	229,800	248,600	273,900	297,800	344,900
37	230,500	249,000	274,600	298,300	345,800
38	231,100	249,500	275,300	299,000	346,800
39	231,700	250,000	275,900	299,600	347,800
40	232,300	250,400	276,500	300,300	348,700
41	233,000	250,800	277,000	300,900	349,600
42	233,500	251,300	277,500	301,500	350,500
43	234,000	251,800	278,000	302,100	351,400
44	234,500	252,200	278,500	302,600	352,200
45	235,000	252,600	279,000	303,100	353,000
46	235,400	253,000	279,500	303,700	353,800
47	235,800	253,400	280,000	304,300	354,600
48	236,200	253,800	280,400	304,900	355,300
49	236,600	254,200	280,800	305,500	356,000
50	236,900	254,600	281,300	306,200	356,800
51	237,200	255,000	281,700	306,900	357,600
52	237,500	255,400	282,200	307,600	358,200
53	237,800	255,800	282,600	308,200	358,900
54	238,100	256,200	283,100	308,900	359,500
55	238,400	256,600	283,600	309,600	360,200
56	238,700	257,000	284,100	310,200	360,900

	57	238,900	257,300	284,600	310,800	361,500
	58	239,200	257,700	285,200	311,500	362,000
	59	239,500	258,100	285,800	312,200	362,500
	60	239,700	258,400	286,400	312,800	363,000
	61	239,900	258,700	287,000	313,300	363,400
	62	240,200	259,100	287,600	313,800	363,900
	63	240,500	259,500	288,200	314,400	364,400
	64	240,700	259,800	288,800	315,000	364,900
	65	240,900	260,100	289,300	315,600	365,300
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	66	241,200	260,400	289,800	316,000	365,800
	67	241,500	260,700	290,300	316,500	366,300
	68	241,700	260,900	290,800	317,000	366,800
	69	241,900	261,100	291,300	317,300	367,200
	70	242,200	261,400	291,800	317,800	367,700
	71	242,500	261,700	292,200	318,300	368,200
	72	242,700	261,900	292,600	318,700	368,700
	73	242,900	262,100	293,000	318,900	369,100
	74	243,200	262,400	293,400	319,200	369,600
	75	243,500	262,700	293,800	319,400	370,100
	76	243,700	262,900	294,200	319,700	370,600
	77	243,900	263,100	294,600	320,000	371,000
	78	244,200	263,400	295,000	320,300	
	79	244,500	263,700	295,400	320,600	
	80	244,700	263,900	295,900	320,800	
	81	244,900	264,100	296,200	321,000	
	82	245,200	264,400	296,700	321,300	
	83	245,400	264,700	297,200	321,600	
84	245,700	264,900	297,700	321,800		
85	245,900	265,100	298,000	322,000		
86	246,100	265,300	298,500	322,300		
87	246,400	265,600	299,000	322,600		
88	246,700	265,900	299,300	322,900		
89	246,900	266,100	299,700	323,100		
90	247,200	266,300	300,200	323,400		
91	247,500	266,600	300,700	323,700		
92	247,700	266,800	301,200	323,900		
93	247,900	267,100	301,500	324,100		
94	248,200	267,400	301,900	324,400		
95	248,500	267,700	302,400	324,700		
96	248,700	267,900	302,900	324,900		
97	248,900	268,100	303,300	325,100		
98	249,200	268,400	303,700			
99	249,500	268,600	304,000			
100	249,700	268,900	304,300			
101	249,900	269,100	304,600			
102	250,200	269,300	305,000			
103	250,500	269,600	305,300			
104	250,700	269,900	305,700			
105	250,900	270,100	306,000			
106		270,300	306,400			
107		270,600	306,800			
108		270,800	307,100			
109		271,100	307,300			

	110		271,400	307,600		
	111		271,700	307,900		
	112		271,900	308,100		
	113		272,100	308,300		
	114		272,400	308,600		
	115		272,600	308,900		
	116		272,800	309,100		
	117		273,100	309,300		
	118		273,400	309,600		
	119		273,700	309,900		
	120		273,900	310,100		
	121		274,100	310,300		
	122		274,300	310,600		
	123		274,600	310,900		
	124		274,900	311,100		
	125		275,100	311,300		
	126		275,300	311,600		
	127		275,600	311,900		
	128		275,900	312,100		
	129		276,100	312,300		
	130		276,300			
	131		276,600			
	132		276,900			
	133		277,100			
	134		277,300			
	135		277,600			
	136		277,900			
	137		278,100			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額				
		円 197,900	円 209,000	円 227,500	円 248,600	円 279,800

備考 この表は、電話交換士、調理士、運転士、施設管理技士、用務員及び看護補助員に適用する。  
 別表第7第5項の表備考中「「中学卒」である者」を「初任給等規則別表第3の学歴免許等資格区分表の「高校卒」の区分に達しない者」に改める。  
 別表第8から別表第10までを次のように改める。

**別表第8**（第9条関係）

広域異動職員に適用する病院事業企業職員給料表(3)昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1

11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	2	1	6	1	1	1
19	3	1	7	1	1	1
20	4	1	8	1	1	1
21	5	1	9	1	1	1
22	6	1	10	2	1	2
23	7	1	11	3	1	3
24	8	1	12	4	1	4
25	9	1	13	5	1	5
26	10	1	14	6	2	6
27	11	1	15	7	3	7
28	12	1	16	8	4	8
29	13	1	17	9	5	9
30	14	2	18	10	6	10
31	15	3	19	11	7	11
32	16	4	20	12	8	12
33	17	5	21	13	9	13
34	18	6	22	14	10	14
35	19	7	23	15	11	15
36	20	8	24	16	12	16
37	21	9	25	17	13	17
38	22	10	26	18	14	18
39	23	11	27	19	15	19
40	24	12	28	20	16	20
41	25	13	29	21	17	20
42	26	14	30	22	17	20
43	27	15	31	23	18	20
44	28	16	32	24	18	20
45	29	17	33	25	19	21
46	30	18	34	26	19	21
47	31	19	35	27	20	21
48	32	20	36	28	20	21
49	33	21	37	29	21	21
50	34	22	38	30	21	22
51	35	23	39	31	22	22
52	36	24	40	32	22	22
53	37	25	41	33	23	22
54	38	26	42	34	23	22
55	39	27	43	35	24	23
56	40	28	44	36	24	23
57	41	29	45	37	25	23
58	41	30	46	38	25	
59	42	31	47	39	26	
60	42	32	48	40	26	

61	43	33	49	41	27	
62	43	34	50	42	27	
63	44	35	51	43	28	
64	44	36	52	44	28	
65	45	37	53	45	29	
66	46	38	54	45	29	
67	47	39	55	46	29	
68	48	40	56	46	29	
69	49	41	57	47	29	
70	50	42	58	47	29	
71	51	43	59	48	30	
72	52	44	60	48	30	
73	53	45	61	49	30	
74	54	46	62	50	30	
75	55	47	63	51	30	
76	56	48	64	52	30	
77	57	49	65	53	31	
78	58	50	66	53	31	
79	59	51	67	54	31	
80	60	52	68	54	31	
81	61	53	69	55	31	
82	62	54	70	55	31	
83	63	55	71	56	32	
84	64	56	72	56	32	
85	65	57	73	57	32	
86	65	58	74	57		
87	66	59	75	58		
88	66	60	76	58		
89	67	61	77	59		
90	67	62	78	59		
91	68	63	79	60		
92	68	64	80	60		
93	69	65	81	60		
94	70	66	81	60		
95	71	67	82	61		
96	72	68	82	61		
97	73	69	83	61		
98	74	70	83	61		
99	75	71	84	62		
100	76	72	84	62		
101	77	73	85	62		
102	77	74	86	62		
103	78	75	87	63		
104	78	76	88	63		
105	79	77	88	63		
106	79	77	88	63		
107	80	77	89	64		
108	80	78	89	64		
109	81	78	89	65		
110	81	78	90			

111	81	79	90			
112	81	79	90			
113	81	79	91			
114	82	80	91			
115	82	80	91			
116	82	80	92			
117	82	81	92			
118	82	81	92			
119	83	81	93			
120	83	81	93			
121	83	82	93			
122	83	82				
123	83	82				
124	84	82				
125	84	83				
126	84	83				
127	84	83				
128	84	83				
129	85	84				
130	85	84				
131	85	84				
132	86	84				
133	86	85				
134	86	85				
135	87	85				
136	87	86				
137	87	86				
138	88	86				
139	88	86				
140	88	86				
141	89	87				
142	89	87				
143	89	87				
144	89	87				
145	90	87				
146	90	88				
147	90	88				
148	90	88				
149	91	88				
150	91	88				
151	91	89				
152	91	89				
153	92	89				
154	92					
155	92					
156	92					
157	93					
158	93					
159	93					
160	94					

161	94					
162	94					
163	95					
164	95					
165	95					
166	96					
167	96					
168	96					
169	97					

別表第9 (第11条関係)

広域異動職員に適用する病院事業医療職給料表(3)降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号級	降格後の号給					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	17	29	13	21	25	21
2	17	30	14	22	26	22
3	17	31	15	23	27	23
4	18	32	16	24	28	24
5	19	33	17	25	29	25
6	20	34	18	26	30	26
7	21	35	19	27	31	27
8	22	36	20	28	32	28
9	24	37	21	29	33	29
10	25	38	22	30	34	30
11	26	39	23	31	35	31
12	28	40	24	32	36	32
13	29	41	25	33	37	33
14	30	42	26	34	38	34
15	31	43	27	35	39	35
16	32	44	28	36	40	36
17	33	45	29	37	42	37
18	34	46	30	38	44	38
19	35	47	31	39	46	39
20	36	48	32	40	48	44
21	37	49	33	41	50	49
22	38	50	34	42	52	54
23	39	51	35	43	54	57
24	40	52	36	44	56	57
25	41	53	37	45	58	57
26	42	54	38	46	60	57
27	43	55	39	47	62	57
28	44	56	40	48	64	57
29	45	57	41	49	70	57
30	46	58	42	50	76	57
31	47	59	43	51	82	57
32	48	60	44	52	85	57
33	49	61	45	53	85	57
34	50	62	46	54	85	57
35	51	63	47	55	85	57
36	52	64	48	56	85	57

37	53	65	49	57	85	57
38	54	66	50	58	85	57
39	55	67	51	59	85	57
40	56	68	52	60	85	57
41	58	69	53	61	85	57
42	60	70	54	62	85	
43	62	71	55	63	85	
44	64	72	56	64	85	
45	65	73	57	66	85	
46	66	74	58	68	85	
47	67	75	59	70	85	
48	68	76	60	72	85	
49	69	77	61	73	85	
50	70	78	62	74	85	
51	71	79	63	75	85	
52	72	80	64	76	85	
53	73	81	65	78	85	
54	74	82	66	80	85	
55	75	83	67	82	85	
56	76	84	68	84	85	
57	77	85	69	86	85	
58	78	86	70	88		
59	79	87	71	90		
60	80	88	72	94		
61	81	89	73	98		
62	82	90	74	102		
63	83	91	75	106		
64	84	92	76	108		
65	86	93	77	109		
66	88	94	78	109		
67	90	95	79	109		
68	92	96	80	109		
69	93	97	81	109		
70	94	98	82	109		
71	95	99	83	109		
72	96	100	84	109		
73	97	101	85	109		
74	98	102	86	109		
75	99	103	87	109		
76	100	104	88	109		
77	102	107	89	109		
78	104	110	90	109		
79	106	113	91	109		
80	108	116	92	109		
81	113	120	94	109		
82	118	124	96	109		
83	123	128	98	109		
84	128	132	100	109		
85	131	135	101	109		
86	134	140	102			

87	137	145	103			
88	140	150	106			
89	144	153	109			
90	148	153	112			
91	152	153	115			
92	156	153	118			
93	159	153	121			
94	162	153	121			
95	165	153	121			
96	168	153	121			
97	169	153	121			
98	169	153	121			
99	169	153	121			
100	169	153	121			
101	169	153	121			
102	169	153	121			
103	169	153	121			
104	169	153	121			
105	169	153	121			
106	169	153	121			
107	169	153	121			
108	169	153	121			
109	169	153	121			
110	169	153				
111	169	153				
112	169	153				
113	169	153				
114	169	153				
115	169	153				
116	169	153				
117	169	153				
118	169	153				
119	169	153				
120	169	153				
121	169	153				
122	169					
123	169					
124	169					
125	169					
126	169					
127	169					
128	169					
129	169					
130	169					
131	169					
132	169					
133	169					
134	169					
135	169					
136	169					

137	169					
138	169					
139	169					
140	169					
141	169					
142	169					
143	169					
144	169					
145	169					
146	169					
147	169					
148	169					
149	169					
150	169					
151	169					
152	169					
153	169					

別表第10 (第13条関係)

1 病院事業行政職給料表 7級以下職員等昇給号給数対応表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号給数	8	6	4 (広域異動管理職員にあっては、3)	2	0
	2	1	0	0	0

備考1 この表は、病院事業行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び病院事業医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの以外の職員に適用する。

2 この表に定める上段の号給数は55歳(病院事業医療職給料表(1)及び病院事業現業業務従事職給料表の適用を受ける広域異動職員にあっては、57歳)を超える広域異動職員(以下「昇給抑制広域異動職員」という。)以外の広域異動職員に、下段の号給数は昇給抑制広域異動職員に適用する。

2 病院事業行政職給料表 8級以上職員等昇給号給数対応表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号給数	2	1	0	0	0

備考 この表は、病院事業行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び病院事業医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものに適用する。

別表第13中「病院管理監督」を「病院管理監」に改める。

別表第17中「勤務した」を「勤務をした」に、「午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「までの間」の次に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加える。

別表第22第5項の表備考中「「中学卒」である者」を「初任給等規則別表第3の学歴免許等資格区分表の「高校卒」の区分に達しない者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

2 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において沖縄県病院事業企業職員給与規程別表第1から別表第3までの給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(次項及び同表において「新号

給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び管理者の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和7年沖縄県条例第7号。以下「改正条例」という。)附則第3項の規定の適用を受ける一般職の職員の例による。

(令和10年3月31日までの間における地域手当に関する特例)

- 4 改正後の第17条第1項の規定による地域手当の支給については、改正条例附則第6項の規定の適用を受ける職員の例による。

(病院事業現業業務従事職給料表の適用を受ける職員の初任給に関する経過措置)

- 5 切替日以後に新たに職員となり、病院事業現業業務従事職給料表の適用を受ける者となったものうち、その者の有する学歴免許等の資格が初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和47年沖縄県人事委員会規則第10号)別表第3の学歴免許等資格区分表の「高校卒」の区分に達しない者の初任給として受ける号給の決定に関し必要な事項は、管理者が定める。

**附則別表 号給の切替表(附則第2項関係)**

ア 病院事業行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級						
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1	1
15	11	7	7	3	1	1	1
16	12	8	8	4	1	1	1
17	13	9	9	5	1	1	1
18	14	10	10	6	2	1	2
19	15	11	11	7	3	1	2
20	16	12	12	8	4	1	2
21	17	13	13	9	5	1	2
22	18	14	14	10	6	1	2
23	19	15	15	11	7	1	3
24	20	16	16	12	8	2	3
25	21	17	17	13	9	2	3
26	22	18	18	14	10	2	3
27	23	19	19	15	11	2	4
28	24	20	20	16	12	3	4
29	25	21	21	17	13	3	4
30	26	22	22	18	14	3	4
31	27	23	23	19	15	3	5

32	28	24	24	20	16	3	5
33	29	25	25	21	17	3	5
34	30	26	26	22	18	4	5
35	31	27	27	23	19	4	6
36	32	28	28	24	20	4	6
37	33	29	29	25	21	4	6
38	34	30	30	26	22	4	6
39	35	31	31	27	23	4	6
40	36	32	32	28	24	4	7
41	37	33	33	29	25	4	7
42	38	34	34	30	26	5	
43	39	35	35	31	27	5	
44	40	36	36	32	28	5	
45	41	37	37	33	29	5	
46	42	38	38	34	30		
47	43	39	39	35	31		
48	44	40	40	36	32		
49	45	41	41	37	33		
50	46	42	42	38	34		
51	47	43	43	39	35		
52	48	44	44	40	36		
53	49	45	45	41	37		
54	50	46	46	42	38		
55	51	47	47	43	39		
56	52	48	48	44	40		
57	53	49	49	45	41		
58	54	50	50	46	42		
59	55	51	51	47	43		
60	56	52	52	48	44		
61	57	53	53	49	45		
62	58	54	54	50			
63	59	55	55	51			
64	60	56	56	52			
65	61	57	57	53			
66	62	58	58	54			
67	63	59	59	55			
68	64	60	60	56			
69	65	61	61	57			
70	66	62	62	58			
71	67	63	63	59			
72	68	64	64	60			
73	69	65	65	61			
74	70	66	66	62			
75	71	67	67	63			
76	72	68	68	64			
77	73	69	69	65			
78	74	70	70	66			
79	75	71	71	67			
80	76	72	72	68			

81	77	73	73	69			
82	78	74	74	70			
83	79	75	75	71			
84	80	76	76	72			
85	81	77	77	73			
86	82	78	78				
87	83	79	79				
88	84	80	80				
89	85	81	81				
90	86	82	82				
91	87	83	83				
92	88	84	84				
93	89	85	85				
94	90						
95	91						
96	92						
97	93						
98	94						
99	95						
100	96						
101	97						
102	98						
103	99						
104	100						
105	101						
106	102						
107	103						
108	104						
109	105						
110	106						
111	107						
112	108						
113	109						

イ 病院事業医療職給料表(1)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1

13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7

62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		

ウ 病院事業医療職給料表(2)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	2	1	1
7	3	3	1	1
8	4	4	1	1
9	5	5	1	1

10	6	6	2	1
11	7	7	3	1
12	8	8	4	1
13	9	9	5	1
14	10	10	6	2
15	11	11	7	3
16	12	12	8	4
17	13	13	9	5
18	14	14	10	6
19	15	15	11	7
20	16	16	12	8
21	17	17	13	9
22	18	18	14	10
23	19	19	15	11
24	20	20	16	12
25	21	21	17	13
26	22	22	18	14
27	23	23	19	15
28	24	24	20	16
29	25	25	21	17
30	26	26	22	18
31	27	27	23	19
32	28	28	24	20
33	29	29	25	21
34	30	30	26	22
35	31	31	27	23
36	32	32	28	24
37	33	33	29	25
38	34	34	30	26
39	35	35	31	27
40	36	36	32	28
41	37	37	33	29
42	38	38	34	30
43	39	39	35	31
44	40	40	36	32
45	41	41	37	33
46	42	42	38	34
47	43	43	39	35
48	44	44	40	36
49	45	45	41	37
50	46	46	42	38
51	47	47	43	39
52	48	48	44	40
53	49	49	45	41
54	50	50	46	42
55	51	51	47	43
56	52	52	48	44
57	53	53	49	45
58	54	54	50	46

59	55	55	51	47
60	56	56	52	48
61	57	57	53	49
62	58	58	54	50
63	59	59	55	51
64	60	60	56	52
65	61	61	57	53
66	62	62	58	
67	63	63	59	
68	64	64	60	
69	65	65	61	
70	66	66	62	
71	67	67	63	
72	68	68	64	
73	69	69	65	
74	70	70	66	
75	71	71	67	
76	72	72	68	
77	73	73	69	
78	74	74	70	
79	75	75	71	
80	76	76	72	
81	77	77	73	
82	78	78	74	
83	79	79	75	
84	80	80	76	
85	81	81	77	
86	82	82		
87	83	83		
88	84	84		
89	85	85		
90	86	86		
91	87	87		
92	88	88		
93	89	89		
94	90	90		
95	91	91		
96	92	92		
97	93	93		
98	94	94		
99	95	95		
100	96	96		
101	97	97		
102	98	98		
103	99	99		
104	100	100		
105	101	101		
106	102			
107	103			

108	104		
109	105		
110	106		
111	107		
112	108		
113	109		

エ 病院事業医療職給料表(3)の適用を受ける職員

旧号給	職 務 の 級				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23

40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	38
55	51	51	47	43	39
56	52	52	48	44	40
57	53	53	49	45	41
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58	54	
67	63	63	59	55	
68	64	64	60	56	
69	65	65	61	57	
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82	78		
87	83	83	79		
88	84	84	80		

89	85	85	81		
90	86	86	82		
91	87	87	83		
92	88	88	84		
93	89	89	85		
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102	102			
107	103	103			
108	104	104			
109	105	105			
110	106	106			
111	107	107			
112	108	108			
113	109	109			
114	110				
115	111				
116	112				
117	113				
118	114				
119	115				
120	116				
121	117				
122	118				
123	119				
124	120				
125	121				

オ 病院事業現業業務従事職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級			
	1 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	2	2	1
7	1	3	3	1
8	1	4	4	1

9	1	5	5	1
10	1	6	6	2
11	1	7	7	3
12	1	8	8	4
13	1	9	9	5
14	1	10	10	6
15	1	11	11	7
16	1	12	12	8
17	1	13	13	9
18	2	14	14	10
19	3	15	15	11
20	4	16	16	12
21	5	17	17	13
22	6	18	18	14
23	7	19	19	15
24	8	20	20	16
25	9	21	21	17
26	10	22	22	18
27	11	23	23	19
28	12	24	24	20
29	13	25	25	21
30	14	26	26	22
31	15	27	27	23
32	16	28	28	24
33	17	29	29	25
34	18	30	30	26
35	19	31	31	27
36	20	32	32	28
37	21	33	33	29
38	22	34	34	30
39	23	35	35	31
40	24	36	36	32
41	25	37	37	33
42	26	38	38	34
43	27	39	39	35
44	28	40	40	36
45	29	41	41	37
46	30	42	42	38
47	31	43	43	39
48	32	44	44	40
49	33	45	45	41
50	34	46	46	42
51	35	47	47	43
52	36	48	48	44
53	37	49	49	45
54	38	50	50	46
55	39	51	51	47
56	40	52	52	48
57	41	53	53	49

58	42	54	54	50
59	43	55	55	51
60	44	56	56	52
61	45	57	57	53
62	46	58	58	54
63	47	59	59	55
64	48	60	60	56
65	49	61	61	57
66	50	62	62	58
67	51	63	63	59
68	52	64	64	60
69	53	65	65	61
70	54	66	66	62
71	55	67	67	63
72	56	68	68	64
73	57	69	69	65
74	58	70	70	66
75	59	71	71	67
76	60	72	72	68
77	61	73	73	69
78	62	74	74	70
79	63	75	75	71
80	64	76	76	72
81	65	77	77	73
82	66	78	78	74
83	67	79	79	75
84	68	80	80	76
85	69	81	81	77
86	70	82	82	
87	71	83	83	
88	72	84	84	
89	73	85	85	
90	74	86	86	
91	75	87	87	
92	76	88	88	
93	77	89	89	
94	78	90	90	
95	79	91	91	
96	80	92	92	
97	81	93	93	
98	82	94	94	
99	83	95	95	
100	84	96	96	
101	85	97	97	
102	86	98		
103	87	99		
104	88	100		
105	89	101		
106	90	102		

107	91	103		
108	92	104		
109	93	105		
110	94	106		
111	95	107		
112	96	108		
113	97	109		
114	98	110		
115	99	111		
116	100	112		
117	101	113		
118	102	114		
119	103	115		
120	104	116		
121	105	117		
122		118		
123		119		
124		120		
125		121		
126		122		
127		123		
128		124		
129		125		
130		126		
131		127		
132		128		
133		129		

**沖縄県病院事業局管理規程第7号**

沖縄県病院事業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

沖縄県病院事業管理者  
 病院事業局長 本 竹 秀 光

**沖縄県病院事業局財務規程の一部を改正する規程**

沖縄県病院事業局財務規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第8号を同項第9号とし、同項第7号の次に次の1号を加える。

(8) 予算の流用に関すること。

第90条中「企業出納員」を「所属長」に、「を取得した場合は貯蔵品出納簿に、医療消耗備品及び消耗備品を取得した場合は備品出納簿により記録し、」を「のうち、たな卸資産勘定から払い出されたもの又は前条の規定により購入されたものを」に改め、同条に次の1項を加える。

2 所属長は、郵便切手類については、郵便切手類出納簿を備えて郵便切手類の数量、使用の状況等を記録整理しなければならない。

第122条中「所属長は、」を削り、「局長」を「所属長」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定により流用の手続をしたときは、文書により局長に報告しなければならない。

第123条を次のように改める。

(予備費の使用)

**第123条** 所属長は、予算執行において予備費を使用する必要がある場合は、事業、科目の名称、金額、理



に、「同条第4号」を「同条第3号」に、「4年6か月」を「4年6月」に改め、同号を同条第1号とし、同条第5号中「第2条第6号」を「第2条第1号から第4号まで」に、「学科目」を「課程」に改め、同号を同条第2号とし、同条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改め、同号を同条第3号とし、同条に次の2号を加える。

- (4) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

#### 附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

---

### 沖縄県病院事業局訓令第4号

経営再建推進室設置規程を次のように定める。

令和7年3月31日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 本 竹 秀 光

#### 経営再建推進室設置規程

(設置)

**第1条** 病院事業の経営再建に関する事務を円滑に処理するため、沖縄県病院事業局組織規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第5号）第3条の規定に基づき、経営課に経営再建推進室（以下「室」という。）を置く。

(所掌事務)

**第2条** 室の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 病院事業の経営再建に関する業務の総括に関すること。
- (2) 沖縄県立病院経営強化計画の改定に関すること。

(職制及び職務)

**第3条** 室には、室長その他の職を置き、その職務については、沖縄県病院事業局組織規程第13条第2項の規定を準用する。

(専決)

**第4条** 室長は、沖縄県病院事業局事務決裁規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第6号）第7条の規定の例により専決することができる。

2 主幹は、沖縄県病院事業局事務決裁規程第8条の規定の例により専決することができる。

#### 附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

---

### 沖縄県病院事業局訓令第5号

沖縄県病院事業局職員の駐在等に関する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 本 竹 秀 光

#### 沖縄県病院事業局職員の駐在等に関する規程

(目的)

**第1条** この訓令は、沖縄県病院事業局組織規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第5号）第17条の規定に基づき、沖縄県病院事業局職員（以下「職員」という。）を、その所属する機関の所在する場所以外の場所に駐在させ、もって迅速かつ能率的な事務執行を図ることを目的とする。

(駐在場所等)

**第2条** 駐在させる職員（以下「駐在職員」という。）の駐在場所、担当事務等は、別表のとおりとする。  
(指揮系統)

**第3条** 駐在職員は、別表左欄に掲げる所属機関の長（以下「所属長」という。）の指揮を受けて、その事務に従事する。  
(報告)

**第4条** 駐在職員は、所属長が定めるところにより、毎月3日までに前月分の勤務状況報告書を所属長に提出しなければならない。  
(簿冊)

**第5条** 駐在職員は、所属長が別に定めるもののほか、次に掲げる簿冊を備え、常時これを整理しておかなければならない。

- (1) 出勤簿
- (2) 勤務日誌

**附 則**

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

**別表**（第2条関係）

所属機関	駐在場所	担当事項
総務企画課	東京都品川区	病院経営に係る情報収集に関すること。

**沖縄県病院事業局訓令第6号**

沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 本 竹 秀 光

**沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令**

沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程（令和2年沖縄県病院事業局訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第19条第13号中「次のいずれにも該当する会計年度任用職員」を「1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるもの」に改め、同号ア及びイを削る。

第19条第16号中「次のいずれにも該当する会計年度任用職員」を「1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるもの」に、「第9号」を「第8号」に改め、同号ア及びイを削る。

第19条第17号中「次のいずれにも該当する会計年度任用職員」を「1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるもの」に改め、同号ア及びイを削る。

第19条に次の1号を加える。

- (19) 公務によらない負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 1の年度において10日の範囲内で必要と認める日又は時間

第20条第1項第2号を次のように改める。

- (2) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員が、次に掲げる場合のいずれかに該当するため、勤務しないことが相当であると認められるとき 1の年度において5日（その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内で必要と認める日又は時間  
ア 当該子の看護（負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話を行うことをいう。）を行う場合

イ 当該子に予防接種又は健康診断を受けさせる場合

ウ 当該子の学校の休業等（学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定による出席停止及び同法第20条の規定による学校の休業並びに児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定子ども園その他の施設及び児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等その他の事業における学校保健安全法第19条の規定による出席停止又は同法第20条の規定による学校の休業に準ずるものをいう。）に伴い当該子の世話をを行う場合

エ 当該子の教育又は保育に係る行事（入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典をいう。）に参加する場合

第20条第1項第8号を削り、同項第9号を同項第8号とし、同項第10号を同項第9号とする。

第51条第2項第2号中「前項第3号」を「前項第2号」に改める。

第56条第1項中「に対する夜間勤務手当」の次に「に相当する額」を加え、「この条において」を削る。

第57条第2項中「時間勤務手当相当額等」を「時間外勤務手当相当額等」に改め、同項第1号イを削り、同号ウ中「第51条第2項第3号」を「第51条第2項第2号」に改め、同号ウを同号イとする。

第58条第1項中「に対する宿日直手当」の次に「に相当する額」を加え、「以下」を削る。

附則別表を次のように改める。

**附則別表**

病院事業会計年度任用職員医療職給料表(1)

職務の級 号給	1 級	2 級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	291,400	400,300
2	293,700	403,000
3	296,000	405,600
4	298,200	408,100
5	300,300	410,500
6	303,800	412,700
7	307,300	414,800
8	310,700	416,900
9	314,100	419,000
10	317,600	420,500
11	321,000	422,000
12	324,400	423,500
13	327,800	424,900
14	331,300	426,400
15	334,700	427,900
16	338,100	429,300
17	341,500	430,700
18	344,600	432,200
19	347,700	433,700
20	350,800	435,100
21	354,000	436,500
22	357,100	438,000
23	360,200	439,500
24	363,200	440,900
25	366,200	442,300
26	368,500	443,700
27	370,800	445,100
28	373,000	446,500
29	374,900	447,900
30	376,600	449,300

31	378,300	450,700
32	380,100	452,100
33	381,900	453,500
34	383,700	454,900
35	385,300	456,300
36	386,700	457,700
37	388,100	459,100
38	389,600	460,800
39	391,100	462,400
40	392,600	464,000
41	394,100	465,600
42	394,800	466,800
43	395,400	468,000
44	396,100	469,100
45	397,000	470,100
46	397,600	471,100
47	398,200	472,000
48	398,800	472,800
49	399,400	473,500
50	399,900	474,200
51	400,400	474,900
52	400,900	475,500
53	401,400	476,200
54	401,800	476,900
55	402,200	477,500
56	402,600	478,100
57	403,000	478,400
58	403,400	479,000
59	403,800	479,700
60	404,200	480,400
61	404,600	480,800
62	405,000	481,400
63	405,400	482,100
64	405,800	482,800
65	406,100	483,200
66		483,800
67		484,400
68		484,900
69		485,400
70		485,900
71		486,400
72		486,900
73		487,300
74		487,800
75		488,200
76		488,700
77		489,200
78		489,800
79		490,400
80		490,800
81		491,300
82		491,900
83		492,500
84		493,000

85	493,500
----	---------

備考 この表は、会計年度任用医師及び会計年度任用歯科医師に適用する。  
別表第2を次のように改める。

**別表第2** (第31条関係)

病院事業会計年度任用職員行政職給料表

職務の級	1 級
号 給	給料月額
	円
1	183,500
2	184,600
3	185,800
4	186,900
5	188,000
6	189,700
7	191,300
8	192,900
9	194,500
10	196,200
11	197,800
12	199,400
13	201,000
14	202,700
15	204,400
16	206,100
17	207,400
18	209,000
19	210,600
20	212,100
21	213,600

備考 この表は、会計年度任用職員で他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。  
別表第3第2項及び第3項を次のように改める。

2 病院事業会計年度任用職員医療職給料表(2)

職務の級	1 級	2 級
号 給	給料月額	給料月額
	円	円
1	188,600	227,400
2	190,700	228,700
3	192,800	230,000
4	194,900	231,300
5	196,900	232,500
6	198,900	233,600
7	200,900	234,600
8	202,700	235,600
9	204,500	236,700
10	206,400	237,900
11	208,300	239,200
12	210,400	240,500
13	212,100	241,800

14	214,100	243,100
15	216,300	244,400
16	218,400	245,600
17	220,500	246,800
18	221,600	248,000
19	222,700	249,200
20	223,800	250,400
21	224,900	251,500
22	225,800	252,400
23	226,700	253,200
24	227,600	
25	228,500	
26	229,400	
27	230,300	
28	231,200	
29	232,100	
30	233,000	
31	233,900	
32	234,800	
33	235,600	
34	236,400	
35	237,200	
36	238,000	
37	238,800	

備考 この表は、会計年度任用臨床検査技師、会計年度任用視能訓練士、会計年度任用薬剤師、会計年度任用管理栄養士、会計年度任用診療放射線技師、会計年度任用理学療法士、会計年度任用作業療法士、会計年度任用言語聴覚士、会計年度任用臨床工学技士、会計年度任用救命救急士、会計年度任用歯科衛生士及び会計年度任用歯科技工士に適用する。

3 病院事業会計年度任用職員医療職給料表(3)

職務の級	1 級	2 級
号 給	給料月額	給料月額
	円	円
1	207,700	240,600
2	209,600	242,800
3	211,400	245,000
4	213,100	247,200
5	214,800	249,400
6	216,700	250,400
7	218,500	251,300
8	220,200	252,200
9	221,900	253,100
10	223,900	254,300
11	225,800	255,400
12	227,700	256,300
13	229,600	257,100
14		257,800
15		258,500
16		259,400
17		260,500
18		261,600
19		262,700
20		263,800
21		264,900

備考 この表は、会計年度任用看護師、会計年度任用健康管理看護師及び会計年度任用准看護師に適用する。

別表第4を次のように改める。

**別表第4** (第31条関係)

病院事業会計年度任用職員現業業務従事職給料表

職務の級	1 級
号給	給料月額
	円
1	185,700
2	187,400
3	189,100
4	190,800
5	192,500
6	194,200
7	195,800
8	197,400
9	199,000

備考 この表は、会計年度任用運転士、会計年度任用調理士、会計年度任用施設管理技士、会計年度任用看護補助員及び会計年度任用医療技術補助員に適用する。

別表第5病院事業会計年度任用職員現業業務従事職給料表の項を次のように改める。

病院事業 会計年度 任用職員 現業業務 従事職給 料表	会計年度任用看護補助員	高校卒	1 級 1 号給	1 級 9 号給
	会計年度任用医療技術補助員 会計年度任用運転士 会計年度任用調理士 会計年度任用施設管理技士			1 級 7 号給

別表第5備考1中「昭和47年沖縄県人事委員会規則第10号」の次に「。以下「初任給等規則」という。」を加え、同表備考5中「中学卒」を「初任給等規則別表第3の学歴免許等資格区分表の「高校卒」の区分に達しない者」に改める。

別表第6中

(3) 沖縄県立病院以外の病院で類似の職務に従事した期間 ((2)の換算率が適用される期間を除く。)	75/100	を
(4) (1)及び(3)の職務以外の職務に従事した期間 ((2)の換算率が適用される期間を除く。)	50/100	
(5) 医療に関する学校または学校に準ずる教育機関における在学期間 (正規の修学年数に限る)		

(3) 沖縄県立病院以外の病院で類似の職務に従事した期間 ((2)の換算率が適用される期間を除く。)	100/100以下	に改める。
(4) (1)及び(3)の職務以外の職務に従事した期間 ((2)の換算率が適用される期間を除く。)		
(5) 医療に関する学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間 (正規の修学年数に限る。)	50/100	

別表第10の勤務の区分の欄中「時間勤務代休時間」を「時間外勤務代休時間」に改める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和7年4月1日から施行する。  
(病院事業会計年度任用職員現業業務従事職給料表の適用を受ける職員の初任給に関する経過措置)
- 2 令和7年4月1日以後に新たに職員となり、病院事業会計年度任用職員現業業務従事職給料表の適用を受ける者となったもののうち、その者の有する学歴免許等の資格が初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和47年沖縄県人事委員会規則第10号)別表第3の学歴免許等資格区分表の「高校卒」の区分に達しない者の初任給として受ける号給の決定に関し必要な事項は、管理者が定める。

**議 会 事 項**

**沖縄県議会告示第1号**

沖縄県政務活動費の交付に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月31日

沖縄県議会議長 中 川 京 貴

**沖縄県政務活動費の交付に関する規程の一部を改正する告示**

沖縄県政務活動費の交付に関する規程(平成13年沖縄県議会告示第1号)の一部を次のように改正する。

第6条中「及び領収書等(以下「収支報告書等」という。)」を「等」に改める。

第7条中「等」を「、支払証明書の写しその他関係書類」に改める。

第8条第1項中「経過した日の翌日」の次に「(次条において「閲覧開始日」という。)」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(インターネットの利用による公表)

**第9条** 議長は、条例第13条の規定の趣旨に基づき、閲覧開始日から起算して60日以内に、前条の収支報告書等を沖縄県議会のウェブサイトに掲載するものとする。

第1号様式から第4号様式までの規定中「印」を削る。

「会 派 名  
代 表 者  
連 絡 先

第5号様式中 「会 派 名  
代 表 者  
印」 を 代 表 者  
会 派 職 員  
」 に改める。

第6号様式から第9号様式までの規定中「印」を削る。

**附 則**

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

**沖縄県議会訓令第1号**

沖縄県議会事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

沖縄県議会議長 中 川 京 貴

**沖縄県議会事務局規程の一部を改正する訓令**

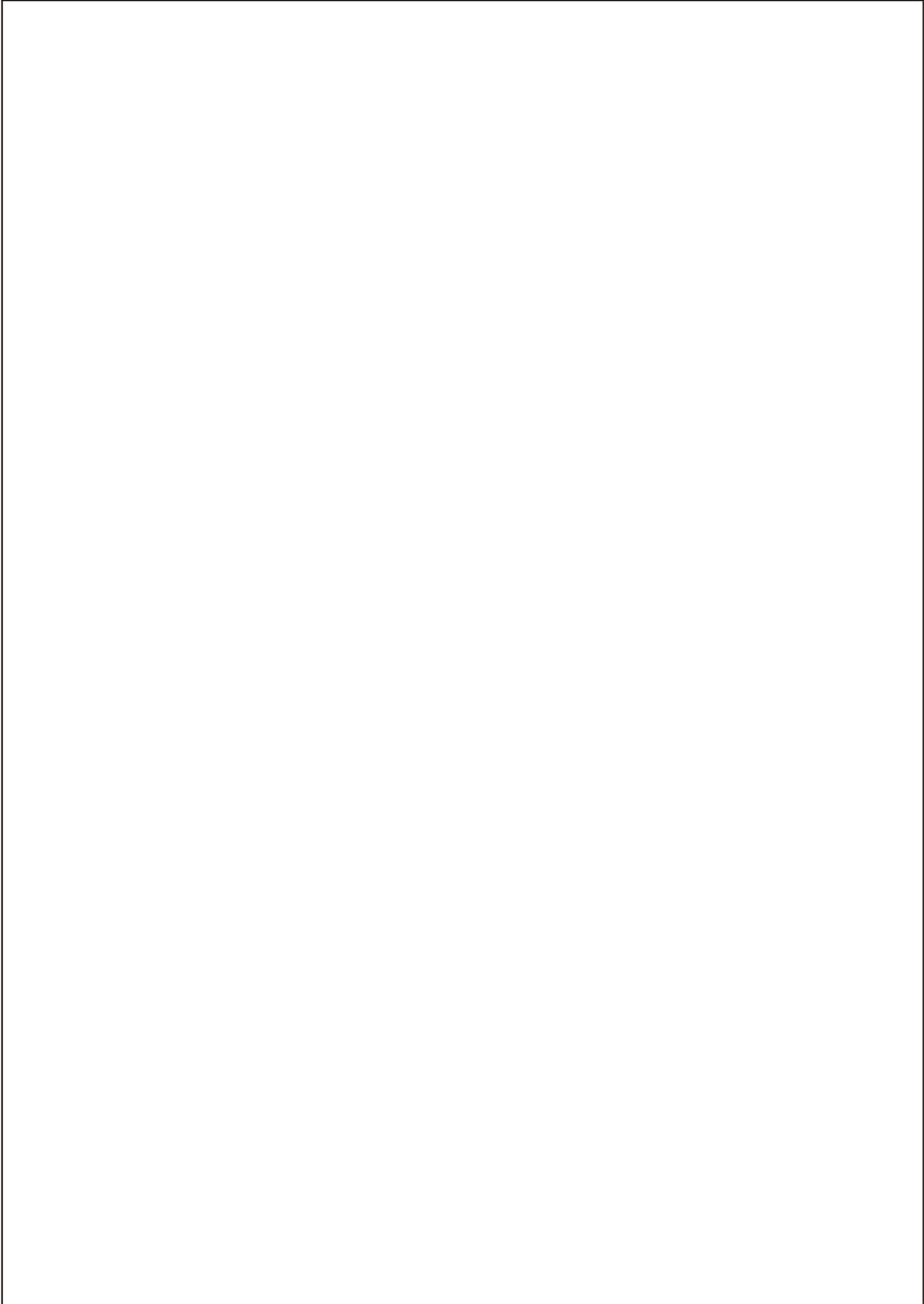
沖縄県議会事務局規程(昭和47年沖縄県議会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項の表副参事の項の次に次のように加える。

支 援 主 幹	課の特定事項を処理するとともに、特に指定された業務に対する支援に関する事務に従事する。
---------	---

**附 則**

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。



<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地</p>
---	--